

公益社団法人 益田青年会議所

役員選任に関する規定

303



Junior Chamber International Japan

MASUDA

【役員選任に関する規定】

第1章 目的

第1条 本規則は、本会議所定款第21条に基づく役員選任方法に関する事項を規定する。

第2章 方法

第2条 役員を選任は次の方法による。

選考委員会を構成し、その委員は毎年7月例会において出席正会員により3名連記無記名投票により上位5名を選出する。ただし、同数の場合は同数者のみ再投票を行う。本年度理事長が2名を推薦し、計7名をもって委員会を構成する。なお、本年度理事長はこれに出席することができる。

第3条 投票の連記が定員以外の場合は無効票とする。

第4条 選考委員資格者は、当該年度7月現在正会員であって、満3年を越える期間正会員歴を有し、過去1年間の例会出席率60%以上でなければならない。ただし、当該年度中制限年齢に達する会員は除く。

第5条 選考委員会は、直ちに協議の上、選考委員長を選出する。

第6条 選考委員会は協議の上、理事長予定者、監事予定者を選出する。

第7条 理事長予定者は直ちに次年度理事を選出し、選考委員会の同意を得なければならない。

第8条 出向者は理事長予定者が選任する。

第9条 任期中に役員に欠員を生じたときは、理事長の場合は副理事長の内より、副理事長及び専務理事の場合は理事の内より、理事会において選出し決定する。理事、監事の

場合は正会員の内より所定の手続きにより選出の上決定する。この場合の任期は前任期満了までとする。

附 則

1. この定款は、昭和63年1月1日から施行する。
2. 平成6年1月1日より一部改正
3. 平成22年8月20日より一部改正